

令和6年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業 公募に関する質問と回答(FAQ)

令和6年1月9日版

※ 本FAQ は今後、追記・修正等を行う場合がありますので、適宜ご確認下さい。

(注) 文中で「本モデル事業」という場合は、令和6年度に環境省が募集、採択する「令和6年度地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業(以下、「地域モデル事業」といいます)」を指します。

単に「事業」という場合は、地域モデル事業の採択後に各地方公共団体で実施されることを想定している事業を指します。

なお、令和6年度に実施する地域モデル事業については、令和5年度内に募集、採択やその発表を環境省が、令和6年度の具体的な運営等を独立行政法人環境再生保全機構が、それぞれ行います。

目次

1. 全体について

Q1-1	都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。	3
Q1-2	都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは可能ですか。	3
Q1-3	企業やNPO等の団体が本モデル事業に応募することはできますか。	4
Q1-4	共同実施者に法人格は必要でしょうか。	4
Q1-5	地方公共団体が採択後に環境再生保全機構から資金的支援を受ける場合の流れを教えてください。	4
Q1-6	企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の流れを教えてください。	5
Q1-7	企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境再生保全機構との役割分担はどのようになるのでしょうか。	5
Q1-8	『これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』、『既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』及び『熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)』の違いを教えてください。	5
Q1-9	それぞれの事業について、同時に応募することは可能ですか。	6

2. 応募申請書様式「【3】地域における熱中症対策の事業実施にあたって(現状認識)」について

Q2-1	「(1)地域の課題」はどの程度具体的に(定量的に)記載する必要がありますか。	6
------	--	---

3. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」について

Q3-1	支援を受けて実施したい事業(取組)は複数書いても構わないのでしょうか。	6
Q3-2	公募要領「2. 事業の概要」に列挙されている<事業内容>の項目は、すべて事業実施計画に盛り込まなければならないのでしょうか。	6

4. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(1) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に係る庁内連絡体制の構築の検討について

Q4-1	庁内連絡体制のイメージとは、例えばどのようなものを想定されているのでしょうか。	7
------	---	---

5. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(4) 熱中症対策普及団体の指定・連携について

Q5-1	熱中症対策普及団体とは何ですか。	7
------	------------------	---

6. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(6) 地域社会のセーフティネットとしての指定暑熱避難施設等の普及・拡大について

Q6-1	指定暑熱避難施設とは何ですか。	7
------	-----------------	---

7. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(7) その他熱中症対策に必要なだと認められる事業について

Q7-1	必須項目、選択項目以外の取組でも経費は認められるのでしょうか。	8
------	---------------------------------	---

8. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

<事業に期待する効果と効果の指標(KPI)>について

Q8-1	「事業に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。	8
------	------------------------------	---

9. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.2 想定経費」について

Q9-1	「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。	8
Q9-2	応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。	9
Q9-3	エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるのでしょうか。	9
Q9-4	人件費は認められますか。	9
Q9-5	共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。	9

10. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.3 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について

Q10-1	これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載してよいでしょうか。	9
Q10-2	応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいでしょうか。	9
Q10-3	地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。	9

11. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.4 年間スケジュール」について

Q11-1	2月頃に審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。	10
Q11-2	事業実施報告書の提出は必須ですか。	10
Q11-3	有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。	10
Q11-4	令和7年2月頃の成果報告会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか。	10

12. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.5 応募概要及び参考資料」について

Q12-1	参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。	10
Q12-2	参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。	10

1. 全体について

Q1-1	都道府県と当該都道府県下の市区町村が共同で応募することは可能ですか。	
A	<p>可能です。その場合は、主たる地方公共団体と従たる地方公共団体を「応募申請書」の様式に沿って記載いただくとともに、それぞれの役割が分かるように各欄(【3】以降)に記載してください。</p> <p>なお、独立行政法人環境再生保全機構(以下、機構といいます)からの資金的支援については、『<u>これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)</u>』『<u>既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)</u>』とも、1応募につき上限5,000千円(税込)、『<u>熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)</u>』では1応募につき上限1,000千円(税込)となります。</p> <p>各事業の違いについてはQ1-8をご参照ください。</p>	
Q1-2	都道府県と都道府県や、都道府県をまたいだ市区町村などが共同で応募することは	

可能ですか。

A 可能ですが、基本的には、それぞれの地域で別々に応募いただくことをお勧めします。あくまで本モデル事業の趣旨は、各地方公共団体がそれぞれの地域特性を踏まえた上で、それぞれの地域に必要な熱中症対策の検討や計画づくり等を行っていただくことです。

したがって、全く地域特性が違う地域が共同で応募する場合には、その必要性、それぞれの地方公共団体の役割分担、どのように連携するのか、について具体的に記載してください。

(例: 令和6年夏の各地域での取組についての経験を共有するためのイベントを開催。会場は▲▲市が負担し、準備は◆◆町が負担、等)。

Q1-3 企業やNPO等の団体が本モデル事業に応募することはできますか。

A 本モデル事業の対象は地方公共団体のため、企業やNPO等の団体が直接応募することはできません。

ただし、採択された地方公共団体と連携して事業や取組を実施いただくことは可能で、応募する地方公共団体の共同実施者となつていただくことは可能です。

また、地方公共団体が構成に含まれるのであれば、法人格のないコンソーシアムや協議会、会議体などの形式で応募いただくことが可能です。

[例]

●●市＋○○株式会社

△△町＋△△社会福祉協議会＋一般社団法人△△

◇◇市＋NPO法人■ ■

なお、令和7年度以降においては、市区町村長から指定をされた熱中症対策普及団体について単独で応募できるように検討しているところです。

Q1-4 共同実施者に法人格は必要でしょうか。

A 必ずしも法人格は必要ありません。ただし、当該共同実施者が資金的支援を受けて事業や取組を行う場合、共同実施者と機構との間で必要な契約を行うことで、共同実施者に対する人的・資金的支援を行うことになるため、当該契約を結ぶことができる主体である必要があります。

なお、応募予定の共同実施者が設立中である場合には、別途既に存在している共同実施者を主、設立中のものを従として「【2】共同で事業を実施する団体・企業等」に記載して下さい。後日商業・法人登記書類などの提出を求める場合があります。

Q1-5 採択後に環境再生保全機構から資金的支援を受ける場合の流れを教えてください。

A 本モデル事業は補助金ではありません。
したがって、機構との間で必要な契約を行っていただき、必要な資金を機構が負担することを想定しています。

Q1-6 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者に対する資金的支援の流れを教えてください。

A 採択後に、機構と相談いただき、必要な契約を行うことで共同実施者が行う事業や取組に必要な資金を機構が負担します。

Q1-7 企業・団体等が地方公共団体の共同実施者となる場合、当該共同実施者と、環境再生保全機構との役割分担はどのようになるのでしょうか。

A 機構は、必要に応じて、事業や取組、報告書の作成等の支援を行います(ただし、機構が支援できる範囲には限りがあります)。

 地方公共団体と共同で応募する共同実施者は、当該地方公共団体と相談しながら、役割を決定し、当該地方公共団体とともに共同で本モデル事業を実施していただく企業や団体等を想定しています。

 機構は、一定の範囲内で、当該地方公共団体だけでなく、その共同実施者も必要に応じて支援することが可能です。

Q1-8 『これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』、『既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』及び『熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)』の違いを教えてください。

A 『これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』は、熱中症対策を講じる庁内連絡体制や、住民への普及啓発、広報等をこれから充実させる事業で、応募の対象としては、これから本格的に熱中症対策を講じたり、本モデル事業にはじめて応募する地方公共団体及び共同実施者を想定しています。

 『既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は、これまでの活動をふまえ、より広範囲を対象としたり、より深い活動を展開したりするなど、先進的で具体的な取組としてステップアップを目指す事業で、応募の対象は既に熱中症対策を講じている他、本モデル事業で採択実績がある地方公共団体及び共同実施者を想定しています。

 また『熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)』は、令和6年度以降「熱中症対策普及団体」として指定すること・されることを目指し、活動を行おうとする地方公共団体及び共同実施者を想定しています。

 支援額についてはQ1-1を、事業ごとに取り組んでいただく内容についてはQ3-2を、熱中症対策普及団体とは何かについてはQ5-1をそれぞれご参照ください。

Q1-9 それぞれの事業について、同時に応募することは可能ですか。

A できません。

2. 応募申請書様式「【3】地域における熱中症対策の事業実施にあたって(現状認識)」について

Q2-1 「(1)地域の課題」はどの程度具体的に(定量的に)記載する必要がありますか。

A ご応募をいただく段階では、必ずしも定量的に記載いただく必要はありません。問題・課題であると考えていることを記載してください。もちろん定量的に記載できるのであれば記載いただいても構いません。

[例]〇〇市では、救急搬送者数に占める高齢者の割合が〇%で、特に単身高齢者への働きかけが不十分である

3. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」について

Q3-1 支援を受けて実施したい事業(取組)は複数書いても構わないのでしょうか。

A 事業(取組)については、複数記載可能です。ただし、1つの応募につき資金的支援に上限があることに留意ください。場合によっては、事業(取組)の内容に関して条件付きでの採択とさせていただきます場合や、採択後に調整させていただく可能性があります。

また、事業や取組に対して、どのような支援を受けたいのかについても、できるだけ具体的に記載してください。機構から確認させていただく場合があります。

Q3-2 公募要領「2. 事業の概要」に列挙されている<事業内容>の項目は、すべて事業実施計画に盛り込まなければならないのでしょうか。

A 『これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」<事業内容>のうち(1)、(2)の実施を前提として(7)を実施することができます。

『既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」<事業内容>の(3)～(6)のうち2つ(以上)の実施を前提として(7)を実施することができます。

また、『熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」<事業内容>の(4)の実施を前提として(7)を実施することができます。

支援額についてはQ1-1を、各事業の違いについてはQ1-8を、それぞれご参照ください。

4. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(1) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に係る庁内連絡体制の構築の検討について

Q4-1 庁内連絡体制のイメージとは、例えばどのようなものを想定されているのでしょうか。

A まず、熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報が発表された場合に、どの部局が、どのようなタイミングで、どのように住民に知らせるかなどの具体的内容を記載してください。

地方公共団体内の関係者としては、健康・保健・福祉部局、環境部局、防災部局、教育委員会、こども・保育関係部局、労働関係部局、産業関係部局等、様々な組織の関わりが考えられます。

これらの連絡体制としては、部局横断的な会議体、首長の下に関係部局が集まる体制、いずれかの部局が何らかの責任・権限を与えられる体制や庁内の職員が任意で集まり対策を検討するプロジェクトチームなどが考えられます。

住民の方々のために実際に機能する組織体制を構築していただく必要があります。既に対応する体制やしゅみが整備されている場合には、現状の取組みの他目指す改善点等を記載してください。

5. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(4) 熱中症対策普及団体の指定・連携について

Q5-1 熱中症対策普及団体とは何ですか。

A 地域において、熱中症対策に関する普及啓発、戸別訪問、見守り活動といった適切な活動を行う、法人格をもつ民間団体(一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人、社会福祉法人や民間企業)を想定しています。

第1回熱中症対策推進検討会(令和4年11月28日)の資料6もご参照ください。

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc06.pdf

6. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(6) 地域社会のセーフティネットとしての指定暑熱避難施設等の普及・拡大について

Q6-1 指定暑熱避難施設とは何ですか。

A 顕著な高温発生時は熱中症リスクが高まるため、エアコン等の冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することを想定しており、これを指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)と呼んでいます。

具体的には、既存の公共施設(役所本庁舎・支所、図書館や公民館等)や民間施設(ショッピングセンター等)が挙げられます。

第1回熱中症対策推進検討会(令和4年11月28日)の資料もご参照ください。

7. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

(7) その他熱中症対策に必要だと認められる事業について

Q7-1 その他の取組でも経費は認められるのでしょうか。

A 『これから熱中症対策に取り組む地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」<事業内容>のうち(1)、(2)の実施を前提として(7)を実施することができます。

『既に熱中症対策に取り組んでいる地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」<事業内容>の(3)～(6)のうち2つ(以上)の実施を前提として(7)を実施することができます。

また、『熱中症対策普及団体の指定準備を行う地方公共団体(及び共同実施者)』は、公募要領「2. 事業の概要」<事業内容>の(4)の実施を前提として(7)を実施することができます。

これらの前提の上で、さらに独自の熱中症対策の取組を行っていただいても全く問題ありません。経費も当然認められます。支援額についてはQ1-1を、各事業の違いについてはQ1-8を、それぞれご参照ください。

8. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

<事業に期待する効果 と 効果の指標(KPI)>について

Q8-1 「事業に期待する効果」は、定量的である必要がありますか。

A 定量的に記載することができれば理想的ではありますが、必ずしも定量的である必要はありません。令和6年夏に実施した事業や取組については、その効果を検証いただき、最終報告書に記載していただく必要がありますので、アンケートやヒアリングなど、何らかの方法での効果検証を実施してください。

9. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4.2 想定経費」について

Q9-1 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。

A 公募要領「5. (2) 対象経費」をよくご確認いただき、ご応募をお願いいたします。個別に判断が難しい場合には、公募要領「9. 提出及び問合せ先」にご遠慮なくお問合せください。

- Q9-2 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。
- A 細かな項目までは必要ありませんが、大まかな経費は計上いただく必要があります。採択後に、機構と相談の上、詳細を定めます。
- Q9-3 エアコンの設置等のハード面での整備に関する対策は対象になるでしょうか。
- A 資金的支援において対象になる経費として、エアコン等備品の購入は認めておりません。公募要領の「5. (2)対象経費」をよくご確認ください、ご応募をお願いいたします。
- Q9-4 人件費は認められますか。
- A 地方公共団体職員の人件費は対象となりませんが、それ以外に事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費が対象となります。詳しくは、公募要領の「5. (2)対象経費」の人件費の欄をご確認ください。
- Q9-5 共同実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。
- A 基本的に概算払いを想定していますが、採択後に、調整することが可能です。

10. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4. 3 現在の熱中症対策の取組状況・独自予算」について

- Q10-1 これまで実施していなかったのですが、来年度予算をかけずに実施を予定している取組があるのですが、記載してよいでしょうか。
- A 記載をお願いいたします。
- Q10-2 応募する地方公共団体の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載してもよいでしょうか。
- A 記載をお願いいたします。
- Q10-3 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、本モデル事業への応募に影響はありますか。
- A 予算が獲得できなかったことは採択に影響しません。あくまで、ご応募をいただく内容を総合的に勘案し審査いたします。

11. 応募申請書様式「【4】地域における熱中症対策の事業実施計画」

「4. 4 年間スケジュール」について

Q11-1 令和6年2月頃に審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。

A 採択された場合、同年4月からすぐに本モデル事業を開始できるように、当該地方公共団体における準備を進めていただきながら、同年4月以降早急に、機構と相談の上、より詳細な年間スケジュールを作成し実際に本モデル事業を開始いただくことになります。

Q11-2 事業実施報告書の提出は必須ですか。

A 必須です。なお、機構が作成支援をすることが可能です。

Q11-3 有識者や専門家から助言を受ける必要はありますか。

A 必須ではありませんが、計画等をよりよいものにするため専門的な知見を求めているだければ幸いです。助言をいただける有識者に心当たりがない場合は、採択後に、機構にご相談いただくことも可能です。

Q11-4 令和7年2月頃の成果報告会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか(そのための旅費の確保は必要でしょうか)。

A 現時点ではweb 会議で参加いただきご報告いただく形を想定しておりますが、実際にどのような形をとるか(直接出席いただくか、web 会議で参加いただくか、あるいは書面の提出だけで可とするか等)は現時点では決定していないため、採択後に、詳細を連絡させていただきます。

12. 応募申請書様式【4】地域における熱中症対策の事業実施計画】

「4.5 応募概要及び参考資料」について

Q12-1 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送してもよいですか。

A 応募書類を、本モデル事業を選定する審査委員会の委員に配布する必要があるため、可能な限り応募申請書の添付書類として電子データにて提出をお願いいたします。

電子データで提出できない場合は、公募要領「9. 提出及び問合せ先」にご相談ください。

Q12-2 参考となる資料が動画の場合は、どのようにすればよいでしょうか。

A ホームページ等で視聴できる場合は、そのURL をお示し下さい。ホームページ等で公表していない場合は、公募要領「9. 提出及び問合せ先」にご相談ください。

